倫理審查委員会設置要領

宮崎県工業技術センター 宮崎県食品開発センター

(目的)

第1条 宮崎県工業技術センター及び宮崎県食品開発センター(以下、「センター」という。) において、人を対象とする研究の実施及び継続の適否その他研究に関し必要な事項について、 倫理的及び科学的な観点から審議する倫理審査委員会(以下「委員会」という。) の組織及 び運営について必要な事項を定める。

(審査事項)

第2条 委員会は、研究実施計画または計画の変更の倫理上の審査を行う。

(組織)

第3条 委員会は、原則として以下に掲げる者をもって構成する。但し、委員長は、工業技術 センター所長、もしくは食品開発センター所長が対象研究に応じて従事する。また、必要に 応じて委員を加えることができる。

	所属・役職
委員長	工業技術センター所長、もしくは食品開発センター所長 (所属長)
副委員長	食品開発センター所長、もしくは工業技術センター所長
副委員長	工業技術センター副所長(総括)
副委員長	" 副所長(技術)
委員	管理課長
委員	企画・デザイン部長
委員	資源環境部長
委員	材料開発部長
委員	機械電子部長
委員	食品開発部長
委員	応用微生物部長
外部委員	県保健所長 (医師)

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 外部委員は、必要に応じて専門家を加えることができる。

(会議)

- 第4条 委員会は、委員長が召集し、委員長が議長となる。
- 2 委員会は、3分の2以上の委員が出席しなければ、これを開催することができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の3分の2以上をもって決する。
- 4 委員は、病気その他やむを得ない事由により委員会に出席することができないときは、他 の委員を代理人と定め、あらかじめ通知された事項について委任することができる。

(委員会事務)

第5条 委員会に関する事務は、企画・デザイン部が所掌する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定めるものとする。

附則 この要領は、平成27年 3月31日から施行する。